

京都市産業廃棄物処理業者の事業内容等に係る情報の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処理業者がその事業内容等に係る情報の公表を進め、これが適切に評価されることにより、産業廃棄物処理の透明化及び優良な処理業者の育成を促進し、もって産業廃棄物の処理に対する信頼の向上並びに発生抑制、再使用及び再生利用（以下「3R」という。）の推進に資することを目的とする。

(責務)

第2条 処理業者（産業廃棄物の処理業者をいう。以下同じ。）、排出事業者（産業廃棄物の排出事業者をいう。以下同じ。）、市民及び本市は、それぞれ次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 処理業者 自らその事業内容等に係る情報を広く発信するとともに適正処理の確保、環境負荷の低減及び地域社会への貢献等の取組を進め、地域の産業廃棄物処理に対する信頼を得るよう努めること。
- (2) 排出事業者 産業廃棄物の処理を委託するときは、処理業者の事業内容等に係る情報を収集し、産業廃棄物の3Rの推進及び適正処理の確保の観点から、適切に処理業者を選択するよう努めること。
- (3) 市民 処理業者の事業内容等に関心を持ち、産業廃棄物の3Rの推進及び適正処理の確保が生活環境を保全するうえで重要な課題であることについて理解を深めるよう努めること。
- (4) 本市 処理業者、排出事業者及び市民の各々が前各号の責務を果たせるよう、処理業者の事業内容等に関する情報を的確に把握及び整理し、効果的な方法で公表すること。

(報告書の提出等)

第3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第6項又は第14条の4第6項の規定に基づき市長の許可を受けた処理業者は、可能な限り、その事業の内容及び前条第1号の各取組の状況について産廃処理に関する事業内容等報告書（第1号様式）に記載し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の報告書（以下「報告書」という。）を提出した処理業者は、その記載内容に変更があったときは、産廃処理に関する事業内容等変更届出書（第2号様式）に添えて、変更後の内容を記載した報告書（変更箇所を含む部分に限る。）を速やかに市長に提出するものとする。
- 3 報告書を提出した処理業者は、情報の信頼性を確保するため、1年に1回以上、その記載内容を点検するものとする。
- 4 報告書を提出した処理業者は、いつでも、文書をもって当該報告書の提出を取り下げることができる。

(報告書の公表等)

第4条 市長は、報告書の提出を受けたときは、その内容を確認した後、速やかに本市のホームページに掲載することにより当該報告書を公表するものとする。

2 市長は、前項の公表と併せて、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 索引を作成するなど、閲覧者(本市のホームページで報告書を閲覧する者をいう。以下同じ。)が各処理業者の報告書の内容を把握し、容易に検索できるようにすること。

(2) 報告書を提出した処理業者に対し定期的に記載内容の更新を促すとともに更新状況を併せて公表するなど、報告書による情報の信頼性を確保すること。

(3) 法に基づく優良認定の状況及び行政処分情報を本市のホームページに掲載するなど、報告書以外で閲覧者にとって有用と認められる処理業者の情報を併せて公表すること。

3 市長は、報告書に次のいずれかに該当する記載があるときは、当該報告書を提出した処理業者にその是正を求め、又は当該報告書を公表しないことができる。

(1) 誇大表示又は虚偽表示など、公序良俗に反する記載

(2) 第1条の目的に照らし、市長が不相当であると認める記載

(制度利用の促進等)

第5条 市長は、第1条の目的にかんがみ、この要綱に基づく報告書の提出及び公表に係る制度の利用の促進を図るなど、当該制度が有効に機能するよう必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市産業廃棄物処理に係る事業者の自主的取組の公表等に関する要綱(以下「産業廃棄物自主行動計画策定要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱による廃止前の産業廃棄物自主行動計画策定要綱の規定に基づき処理業者が提出した計画で、この要綱の施行の際現に本市のホームページに公開されているものは、当分の間、引き続きこれを公開する。

産廃処理に関する事業内容等報告書

平成 年 月 日

(宛先)京 都 市 長

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都市産業廃棄物処理業者の事業内容等に係る情報の公表に関する要綱第3条第1項の規定により、報告書を提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
自社ホームページ	URL:
許可証の写し	<input type="checkbox"/> 別途、インターネットで公開 <input type="checkbox"/> 別添のとおり URL:
財務諸表の公表 (法人の場合)	<input type="checkbox"/> 公表している (<input type="checkbox"/> 直前3事業年度の財務諸表を <input type="checkbox"/> 別途、インターネットで公表している <input type="checkbox"/> 直前1事業年度 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり添付する。 URL: <input type="checkbox"/> 公表していないが、取引先には提示する <input type="checkbox"/> 公表していない)
<自社紹介・PR>	

事業内容

<事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図>

- 別途、インターネットで公開 (URL :)
 別添のとおり 下記のとおり

<産業廃棄物の一連の処理の行程>

- 別途、インターネットで公開 (URL :)
 別添のとおり 下記のとおり

施設見学の
受入状況

- 実施している 実施していない
対象者 ()
受付方法 ()
実績 ()

<処理状況の写真>	
<p>受入廃棄物保管状況 (写真の説明等が必要な場合は以下に記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 別途、インターネットに掲載 (平成 年 月 日撮影)</p>	<p>(写真貼付欄)</p> <p>インターネットで公開している場合 (URL :)</p>
<p>処理施設(処理工程) (写真の説明等が必要な場合は以下に記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 別途、インターネットに掲載 (平成 年 月 日撮影)</p>	<p>(写真貼付欄)</p> <p>インターネットで公開している場合 (URL :)</p>
<p>処理後廃棄物 (写真の説明等が必要な場合は以下に記入)</p> <p><input type="checkbox"/> 別途、インターネットに掲載 (平成 年 月 日撮影)</p>	<p>(写真貼付欄)</p> <p>インターネットで公開している場合 (URL :)</p>
<p>インターネット ライブカメラの設置</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 (URL :) <input type="checkbox"/> 無</p>

(第4面)

適正処理・コンプライアンス確保の取組

<社内・社外での研修及び社員教育>

(平成 年 月～平成 年 月)

社員数 人

開催日	研修名・テーマ等(社外研修にあっては実施機関名・開催場所)	参加人数

<産廃処理業の許可申請に関する講習会修了者等>

(平成 年 月現在)

名称	人数
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会修了者	
<input type="checkbox"/> 新規講習会(産業廃棄物の収集運搬課程)	
<input type="checkbox"/> 新規講習会(産業廃棄物の処分課程)	
<input type="checkbox"/> 新規講習会(特別管理産業廃棄物の収集運搬課程)	
<input type="checkbox"/> 新規講習会(特別管理産業廃棄物の処分課程)	
<input type="checkbox"/> 更新講習会(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬課程)	
<input type="checkbox"/> 更新講習会(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程)	
廃棄物処理施設技術管理者	
その他()	

※ 新規講習会は修了後5年まで、更新講習会は修了後2年までの人数を記載してください。

<その他の適正処理・コンプライアンス確保の取組>

インターネットで公開している場合

(URL :)

環境負荷低減（3Rの推進、地球温暖化防止等）の取組

<環境マネジメントシステムの導入>

- ISO14001 (認証取得年月日：平成 年 月 日)
- KES (ステップ1 ステップ2) (認証取得年月日：平成 年 月 日)
- エコアクション21 (認証取得年月日：平成 年 月 日)
- その他の規格 () (認証取得年月日：平成 年 月 日)

<環境報告書の作成>

- 作成している (URL :)
(直近の作成年月日：平成 年 月 日)
- 作成していない

<京都市の環境施策に対する取組>

- 「エコドライブ推進事業所」の登録 (登録年月日：平成 年 月 日)
 - 「DO YOU KYOTO? クレジット制度」の登録、認証等
 - 排出削減プロジェクトの登録 (登録年月日：平成 年 月 日)
(プロジェクト期間：平成 年 月～平成 年 月)
(削減見込量： t-CO₂)
 - 上記プロジェクトによるクレジットの認証 (認証年月日：平成 年 月 日)
(認証量： t-CO₂)
(認証期間：平成 年 月～平成 年 月)
 - クレジットの購入 (購入 (償却) 年月日：平成 年 月 日)
(購入 (償却) 量： t-CO₂)
 - 京都市温暖化対策条例に基づく「事業者排出量削減計画書」等の提出
 - 「事業者排出量削減計画書」の提出 (提出年月日：平成 年 月 日)
 - 「事業者排出量削減報告書」の提出 (提出年月日：平成 年 月 日)
 - 計画書提出事業者に対する市長表彰の受賞 (表彰年月日：平成 年 月 日)
- ※ 計画書・報告書の提出年月日は、直近のものについて記入してください。

<その他の3R推進・地球温暖化防止等の取組>

インターネットで公開している場合
(URL :)

地域社会への貢献、地域への配慮

<地域社会への貢献等に関する取組>

インターネットで公開している場合
(URL :

)

注 該当する口は、■のように塗りつぶしてください。

産廃処理に関する事業内容等変更届出書

平成 年 月 日

(宛先)京 都 市 長

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記項目について変更があったため、京都市産業廃棄物処理業者の事業内容等に係る情報の公表に関する要綱第3条第2項の規定により、この届出書に添えて変更後の内容を記載した報告書を提出します。

変更のあった報告書の項目	第1面	住所、氏名又は名称、代表者氏名、事業場の名称、事業場の所在地、自社ホームページ、許可証の写し、財務諸表の公表、自社紹介・PR
	第2面	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図、産業廃棄物の一連の処理の行程、施設見学の受入状況
	第3面	受入廃棄物保管状況、処理施設、処理後廃棄物、インターネットライブカメラの設置
	第4面	社内・社外での研修及び社員教育、産廃処理業の許可申請に関する講習会修了者等、その他の適正処理・コンプライアンス確保の取組
	第5面	環境マネジメントシステムの導入、環境報告書の作成、京都市の環境施策に対する取組、その他の3R推進・地球温暖化防止等の取組
	第6面	地域社会への貢献等に関する取組

<変更の概要、理由等>

注1 変更のあった報告書の項目を ○ で囲んでください。

2 変更後の内容を記載した報告書(変更箇所を含む面)を添付してください。